

避妊に関する女性の「自己決定」のあり方

—低用量ピルに対する女性の意識に関する分析から—

Women's Self-decision on Contraception
—Focusing on the Low-dose Oral Contraceptives—

原島 伶奈
Reina Harashima

大妻女子大学大学院 人間文化研究科 現代社会研究専攻 臨床社会学専修

キーワード：ジェンダー，自己決定，避妊，低用量ピル

Key words : Gender, Self-decision, Contraception, Low-Dose Oral Contraceptives

1. 研究目的

本研究では、低用量ピル（以下、ピル）に対する女性たちの意識を一つの観点として、若い女性の避妊経験やその考え方から避妊に関する自己決定について考察を加えることを目的としている。

女性の自己決定に関する議論は人工妊娠中絶（以下、中絶）に関する議論が多いように思われる。しかし、塚原久美は「女性には自らの生殖機能をコントロールするための避妊の情報と手段が提供されるべきであり、その使用は女性たちの自由意志に基づいて決定されなければならないはずである」（塚原 2014: 33）と述べ、避妊をめぐる決定も中絶と同様に重要であることを示唆している。

また、ピルがカナダにおいて女性に「主体性」をもたらす避妊法として認識されていることが先行研究によって指摘されている (Smith 2014:2)。松本彩子は、欧米諸国でピルが女性解放とその「主体性」の獲得と結びつけられていることの背景として、中絶が規制されていることを指摘しているが、同時に、中絶が規制されていない日本においてもピルは一定の文脈において『女の主体性』の象徴 (松本 2005:171) として考えられてきたことも指摘している。

本研究ではこれらの先行研究の示唆を受け、ピルに対する女性たちの意識を一つの観点とし、日本において大多数を占めるコンドームによる避妊とピルによる避妊を比較することで、若い女性の視点から女性の自己決定のあり方を明らかにする。

2. 使用したデータと避妊実行状況の分析

本研究では若い世代の避妊実行状況を把握するために、量的分析として日本性教育協会が 1974 年から 6 年おきに実施している「青少年の性行動調査」結果の第 2 回から第 7 回の二次分析を行った。同調査はこれまで 6 回実施されているが、調査年ごとに質問項目の変化が見られたため、実際に本研究で使用したのは 1999 年以降の調査結果である。また、調査対象は中学生から大学生であるが、本研究では分析対象を性交渉経験者に限定したため、実質、対象は高校生以上となっている。本研究における分析結果は以下の三点にまとめられる。

第一に「場合によって避妊をしたりしなかったりする」という避妊パターンが男女問わず常に一定の割合を示している。最新データの 2011 年では男性に 16.6%、女性に 23.0% である。ただしこの数値は 1999 年に比べ減少傾向にある。第二に、避妊にコンドームを使用する割合は 1999 年 89.8%、2005 年 97.5%、2011 年 96.0% と避妊法の中で最も高い。第三に、避妊を実行しない理由の中で「多分妊娠しないと思うから」「言い出せないから」「相手に断られるから」の 3 つが女性に多く、その差は有意であった。

第一の結果と第二の結果から次のことが考えられる。すなわち、大多数を占めるコンドームは、性交渉においてその都度、使用を決定する必要がある。そのため、その場の状況に避妊の実行が左右され、「場合によって避妊をしたりしなかったりする」という避妊パターンを可能にする。また、

第三の結果で明らかになった「多分妊娠しないと思うから」「言い出せないから」「相手に断られるから」という女性特有の理由は、「場合によって避妊をしたりしなかったりする」という避妊パターンを構成する一要因として考えられる。

以上の分析結果及び考察から本論では「その性交渉において生じることによって避妊をしたりしなかったりする」という避妊パターンを示す「曖昧な避妊」というカテゴリーを設定した。この曖昧な避妊は、性交渉のその都度、使用の決定をする必要のあるコンドームによる避妊において生じる。そして、この曖昧な避妊の「したりしなかったりする」という曖昧さを具体的に理解することが次の語りの分析の一つの論点になる。

3. インタビュー調査と避妊に関する語りの分析

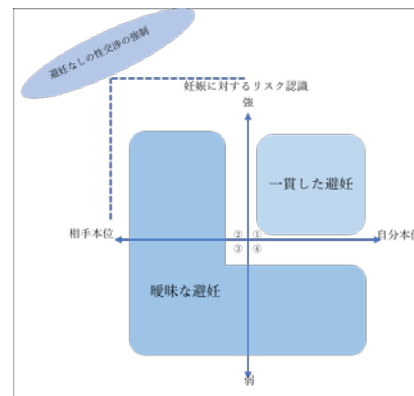
本調査は量的分析の結果を踏まえて、より具体的に女性の避妊に関する意識や経験のあり方を明らかにするためにインタビュー調査を実施した。本インタビュー調査では、20代の未婚女性を調査対象にしており、ピルユーザーの女性2名に個別インタビューを、非ピルユーザーの女性4名にグループインタビューを実施した。語りの分析の焦点は以下の二点である。すなわち、第一にコンドームによる避妊においてどのように女性は避妊の実行を決定しているのか、または決定していないか。第二に、女性によってピルは「主体的な避妊法」として認識されているのか、ということである。そして、第一の焦点においては曖昧な避妊と名付けた避妊パターンに対する具体的な分析が論点となっている。

未婚の若い女性の避妊に関する語りはそれぞれバリエーションに富むものであるが、本研究では第一の焦点に対して、2つの軸からなる図表1に得られた語りを位置付けることで分析を試みた。縦軸は「妊娠に対するリスク認識」⁽¹⁾という軸であり、語りから表現された妊娠可能性の見積もりと、妊娠を回避したいという意志の強さの度合い、この2つの積から示される。横軸は「相手本位/自分本位」という軸であり、語られた避妊経験がコンドームの使用拒否という相手の意向に合わせたものなのか、それとも自身の避妊に対する意志を優先したものなのかということを示している。

図表1における「一貫した避妊」とは望まない妊娠を男性の意向にかかわらず回避しようとする

避妊パターンを指す。具体的には、男性がどのようにコンドームの使用を拒否しようとも、自身の避妊の意志に従って避妊を実行したという内容の語りがここに位置付けられる。それに対し「曖昧な避妊」とは女性が意図しない妊娠をそこまで強く忌避していなかったという語りや、避妊をしなかった際の妊娠可能性を低く見積もっていたという語りが位置付けられる。また、それだけでなく、男性のコンドーム使用拒否に応じざるを得なかったという経験の語りもここに位置付けられる。このように、曖昧な避妊とは多様なパターンを含んでいるものであり、リスク認識が弱い、もしくは弱くなる出来事が生じたり、相手本位に振る舞ざるを得なくなる出来事が性交渉の場において生じることで成立する。なお、図表1の欄外に「避妊なしの性交渉の強制」を位置付けたのは、本インタビュー調査で調査協力者から性暴力といえる経験が語られたことが元となっている。

図表1. 避妊に関する語りの分析枠組み



しかし男性との関係性という要素がこの2つの軸の背後に存在し、2つの軸に対する条件・制約として避妊の実行に大きく影響している

ことが考えられた。例えば、男性と交際関係にあるならば、望まない妊娠をしたとしても、必ずしも中絶に頼るのではなく、相手の男性との結婚の確約を取る、つまり「デキ婚」が考えられるため、避妊の必要性が薄れるということである。また、逆に、相手の男性と交際関係になかったならば、その場合中絶する以外選択肢はなく、そのために一層、避妊の必要性が高まるとも語られた。つまり、相手との交際関係の有無が妊娠に対するリスク認識に影響するということである。また、相手の男性が年上であった場合、そこから生じる上下関係から相手のコンドーム拒否を断れないということも語られた。ここでは、上下関係が相手本位/自分本位の軸に影響を与えている。

これらの意味で図表 1 は、避妊経験やその決定の語りを 2 軸のみで分析を試みた不完全なものである。避妊経験やその決定には本研究では明らかにできなかった無数の要素が絡み合っていることが想定できる。図表 1 は不足がありながらも語りを位置づけるために作成した暫定的なものであることを留意したい。

第二の焦点はピルと主体性の結びつきである。ピルは、女性の意志のみで避妊ができるとされ、第一の焦点で明らかになった関係性の条件・制約を乗り越え可能な「主体的な避妊法」として考えられる。主体性とは「ある種の客体に対する一種の主体の制御能力 (立岩 2011:245)」として自己決定の及ぶ範囲を決定づけるものとして理解されてきた。つまり、ピルが真に主体的な避妊法として若い女性によって理解されているのなら、また、ピルユーザーが主体性の文脈でピルを服用しているのなら、ピルは女性の避妊に関する自己決定を支える極めて重要なツールとしての可能性を持つと言える。この第二の焦点に対して、本研究では以下のことが明らかになった。すなわち、ピルは認可前から認可後の今日に至るその歴史的過程において「主体的な避妊法」として考えられてきた一方で、必ずしも現代の若い未婚女性にはそのように捉えられていないということである。

ピルユーザーの Aさんは「自分で避妊ができる」という服用理由を語った。この語りはその限りにおいて、避妊における主体性を意味していると理解できる。しかし一方でピルユーザーである Fさんの語りは主体性の文脈とは異なっていた。Fさんは「ピル飲んでる女性ってあんまりいないと思うんですね。だからやっぱ男性（にとって）貴重な存在じゃないですかきっと、（略）だから、彼氏もなかなか離れないんじゃないかなって」と語った。この Fさんの語りは、主体性の文脈に収斂しておらず、それどころか、避妊という目的に対してピルはコンドームの使用を必要とせず、その点において男性に利する側面を持っていることを意味している。

また、ピルユーザーのイメージは「主体的な女性」ではなく、むしろ「淫乱」「風俗」「男性に飲まされている可哀想な人」というものであることが非ピルユーザーだけでなくピルユーザー自身からも繰り返し語られた。とりわけ「淫乱」「風俗」

は性の二重規範が背景にあるものと考えられる。また、「風俗」とはセックスワーカーに対する差別が根底にあると考えられる。そして、Fさんは、これらの偏見をかわすために女性に対しては自身の服用理由は PMS の治療であると嘘をついていると語った。一方で男性はピルの持つ男性に利する側面のみしか見ていないということを語った。

このように、ピルユーザーが主体性の文脈に修練しないリアリティを持つこと、ピルが主体性ではなく偏見と結びつけられていることを考慮すると、ピルは必ずしも「主体的な避妊法」とは言えず、また、自己決定を支えるツールとは言い切れない。

4. 結論

本研究における以上の考察結果から次のことがいえる。すなわち、第一に、若い未婚女性が避妊について決定する際、男性との関係性が条件や制約として働く。第二に、ピルは必ずしもそれらの条件や制約を乗り越え可能な「主体的な避妊法」として理解されているわけではなく、また、ピルの服用それ自体が自己決定を支えるとも言えない。

「言い出せない」「断られる」という状況はそれだけ避妊の決定が若い女性によって満足にされていないことを表しているが、同時に、女性の意志のみで避妊可能とされるピルが必ずしも主体性と結びつかないとしたら、避妊の決定の問題は単に避妊法の選択にあるのではないと言える。特に、ピルが男性に利する側面を持つことや、「男性に飲まされている」というイメージを持っていることから、ピルには本研究では扱えなかったような位相の異なる決定の問題が存在することも考えられる。

避妊とは女性一人のみで実行するものではなく、必ず男性との関係性の中で実行される。そのため、女性が決定できない時、もしくは不本意な決定をした時、その要因は女性の個人的な意思決定ではなく、男性との関係性から捉える必要があるはずである。

注

(1) リスク認識が「見積もられた可能性」と「その事象をどの程度避けるべきこと」として捉えているのか」ということの積から構成されるという点

と、避妊の実行には妊娠に対するリスク認識が大きく関連しているという点は2017年11月30日に東京大学バリアフリー支援センター星加良司准教授からいただいた指摘である。

謝辞

2016年11月26日に実施したヒアリング調査では産婦人科医師早乙女智子先生に貴重なお時間と沢山のご教示をいただきました。また、2017年7月から2017年9月にかけて行ったインタビュー調査では調査協力者の方々に貴重なお時間とご協力をいただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

避妊実行状況の分析では、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターSSJ データアーカイブから「青少年の性行動調査（日本性教育協会）」の個票データの提供を受けました。

付記

本研究は、大妻女子大学人間生活文化研究所大学院生研究助成 (DB2829) 「世代間で継承される自己決定についての言説 ～母娘、伝えられることと伝えられないこと～」, 大妻女子大学人間生活文化研究所大学院生研究助成 (DB2927) 「避妊に関する女性の自己決定のあり方について—低用量ピルの普及状況の分析から—」の助成を受けたものである。

主要参考文献

- [1]立岩真也 1997 『私的所有論』勁草書房
- [2]塚原久美 2014 『中絶技術とリプロダクティブ・ライツ』勁草書房
- [3]松本彩子 2005 『ピルはなぜ歓迎されないのか』勁草書房
- [4] Smith Lisa 2014 “‘You’re 16... you should probably be on the pill’: Girls, the non-reproductive body, and the rhetoric of self-control”